

山口県が定める基準を満たす地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外研修等

当該研修の主な基準は、以下のとおりです。

- 研修実施機関は、地域包括支援センター、日本（山口県）介護支援専門員協会、市町村及び都道府県であること
- 研修内容は、「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」により実施される主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修で取り扱う内容に準じたものであること
- 時間数は、5時間以上であること

◆ 令和6年度実施研修

※研修実施の届出があったものから順次、掲載しています。

※研修の受講申込等については、各研修の問い合わせ先におたずね下さい。

【No.10】

研修名称	令和6年度第1回宇部市ケアマネジメント研修会
日 程	令和6年8月22日（木）9時30分～15時30分
場 所	宇部市役所 3階 3－3会議室
申込期間	令和6年6月28日（金）～令和6年8月9日（金）
内 容	講義・演習 「介護保険制度（ターミナルケアマネジメント加算）」、「ACP、緩和ケア」、「生き方・逝き方に向き合う」
対象者	(1)介護支援専門員（居宅・施設 現任・非現任を問わず） (2)高齢者総合相談センター職員（地域包括支援センター） (3)宇部市介護支援専門員協議会会員 上記(1)、(2)、(3)に該当する方で、宇部市内の事業所に勤務、または住所がある主任介護支援専門員、介護支援専門員及びケアマネジメントに従事する方
定 員	80人
研修実施機関	宇部市、宇部市介護支援専門員協議会
研修に関する 問い合わせ先	(所属)宇部市高齢者総合支援課 (氏名)兼重 仁彦 (電話)0836－34－8303
備考	